

2024年3月4日

日本公認会計士協会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「倫理規則」及び「倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A
(実務ガイダンス)」」の改正に関する公開草案に対する意見について

今般、標記公開草案(2024年1月24日公表)に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義に関する規定の改正

(改正倫理規則公開草案の概要5~19頁)

補足質問(1)-1 社会的影響度の高い事業体の範囲については、倫理規則公開草案 R400.22 項において定めることとしています。当該範囲について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご回答ください。

(意見)

わが国における社会的影響度の高い事業体(PIE)の範囲が国際的に見て過度に広範とならないよう考慮いただきたく、PIEの範囲の整理・縮小も含めて、対象範囲を継続検討いただきたい。

(理由等)

監査業務を依頼する会社が社会的影響度の高い事業体(PIE)に該当する場合、監査人である会計事務所等は非保証業務の提供に当たり、倫理規則に定める監査役等から事前了解(当該会社のみならずPIEの親会社・子会社に対する非保証業務の提供を含む)を得る必要があるが、会社側がこれに係る手続きを実施するため、会計事務所等だけではなく、会社においても多大な実務負担が生じることから、PIEの範囲は限定されたものとするべきである。

倫理規則改正案における PIE の範囲は、現行倫理規則と同様に、「公認会計士法における大会社等」に該当する事業体がそれに該当するとしていることから（倫理規則改正案 R400.22）、資本金や負債の額が一定以上の会計監査人設置会社であれば、100%子会社やノンバンク、株式会社形態の SPC などその範囲に含まれることとなる。

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程においては、PIE について、その財務状況が公益に重大な影響を及ぼし得る企業といった定性的な定義がなされており、バランスシートの規模は必ずしも重視されていない。また、欧米では規制金融機関（主に銀行）が PIE に該当し、定量的な基準は定められていないと認識しており、わが国の PIE の範囲は、欧米対比で広く定義され、過重な実務負荷を伴う結果となっている。

こうした点も踏まえ、わが国における PIE の範囲が国際的に見て過度に広範とならないよう考慮いただきたく、PIE の範囲の整理・縮小も含めて、対象範囲を継続検討いただきたい。

なお、本意見は、JICPA の倫理規則やガイダンス等において、「公認会計士法の大会社等」を引用している点につき問題提起する趣旨であり、公認会計士法における「大会社等」の定義や範囲の見直しを求める趣旨ではないことを申し添える。

以 上